

平成24年5月31日

平成24年度電波利用環境保護周知啓発強化期間の実施
— 「STOP! 不法電波 あなたの無線機  技適マークついてる?」 —

総務省は、「STOP! 不法電波 あなたの無線機  技適マークついてる?」をキャッチフレーズに、平成24年6月1日(金)[※]から同年6月10日(日)までを電波利用環境保護周知啓発強化期間として、電波利用環境保護に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行います。

当該周知・啓発活動は、電波の利用にはルールがあり、ルールを守らないと社会的な悪影響が大きいことを周知することにより、正しく運用されている無線局の通信を不法無線局による混信その他の妨害等から保護することを目的として行っているものです。

あわせて、平成24年6月1日(金)から同年6月30日(土)までの間、不法無線局の取締りを強化することにより、良好な電波利用環境の整備を推進していきます。

※ 6月1日は「電波の日」です。「電波の日」は、昭和25年(1950年)に電波法、放送法及び電波監理委員会設置法が施行され、それまで政府専掌であった電波の利用が広く国民に開放されたことを記念して設けられました。

1 電波利用環境保護周知啓発強化期間

(1) 期間

平成24年6月1日(金)から同年6月10日(日)まで

(2) 主な周知・啓発活動

○キャッチフレーズ

「STOP! 不法電波 あなたの無線機  技適マークついてる?」

ア 各種新聞等に広告掲載を行い、周知・啓発を実施します。

イ 公共交通機関及び駅等へのポスターの掲出を実施します。

ウ 無線を使用する団体等に対して、リーフレットにより不法無線局の違法性・反社会性を周知します。

エ 全国の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)において、電波教室を開催します。(※詳しくは、最寄りの総合通信局にお問い合わせ下さい。)

(3) 協力省庁及び団体(順不同)

警察庁、国土交通省、海上保安庁、受信環境クリーン中央協議会及び一般社団法人全国陸上無線協会



2 不法無線局対策の強化

(1) 期間

平成24年6月1日(金)から同年6月30日(土)まで

(2) 内容

上記の期間を取締り強化期間として設定し、重点的に不法無線局の取締りを実施します。

平成23年度の無線局の混信・妨害申告、不法無線局の出現等の状況は、別紙のとおりです。

(3) 協力省庁及び団体(順不同)

警察庁、国土交通省、海上保安庁、受信環境クリーン中央協議会及び一般社団法人全国陸上無線協会

電波はルールを守って使しましょう。
総務省



ボクは「デンパ君」。
電波利用環境保護活動の統一キャラクターだよ。

(連絡先)

総合通信基盤局電波部電波環境課監視管理室
担当：安永電波監視官、星調整係長、杉本主査
電話：(代表) 03-5253-5111
(内線) 5911
(直通) 03-5253-5911
FAX 03-5253-5915

平成23年度の混信・妨害申告及び 不法無線局の出現・措置状況等

1. 電波監視とは

(1) 電波監視の目的

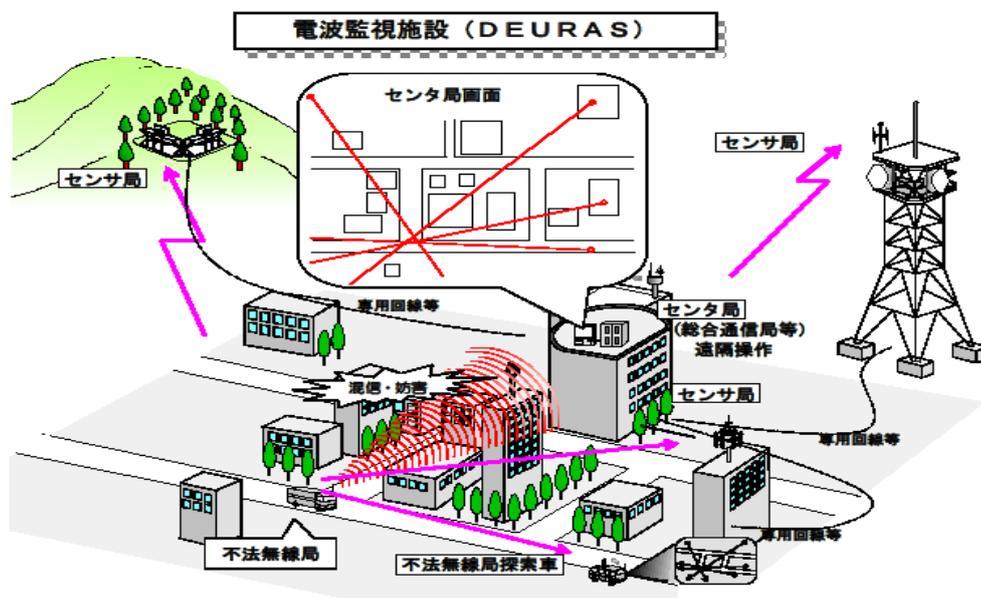
総務省では、免許を受けた無線局でも適正な運用がなされないことや、免許を受けていない不法無線局を運用すること等の無いよう、電波利用環境を保護することを目的として、電波監視を実施しています。

電波は限りある資源であり相互に干渉しやすい性質があるため、電波を効率よく、安全に利用するため、国際条約に基づく規則や電波法などで電波の利用ルールが定められています。

電波は日常生活を支える公共機関や公益企業をはじめ、運輸業、製造業、小売業、サービス業等、様々な分野で利用されており、電波の利用ルールが守られず、電波利用に混乱が生じた場合の社会的影響は非常に大きくなっており、電波監視の重要性が増しています。

(2) 電波監視のための業務

総務省では、最新の電波監視施設（DEURAS（デューラス））を整備し、不法無線局の取締り、監視を実施するほか、電波利用ルールの周知・啓発活動を実施しています。

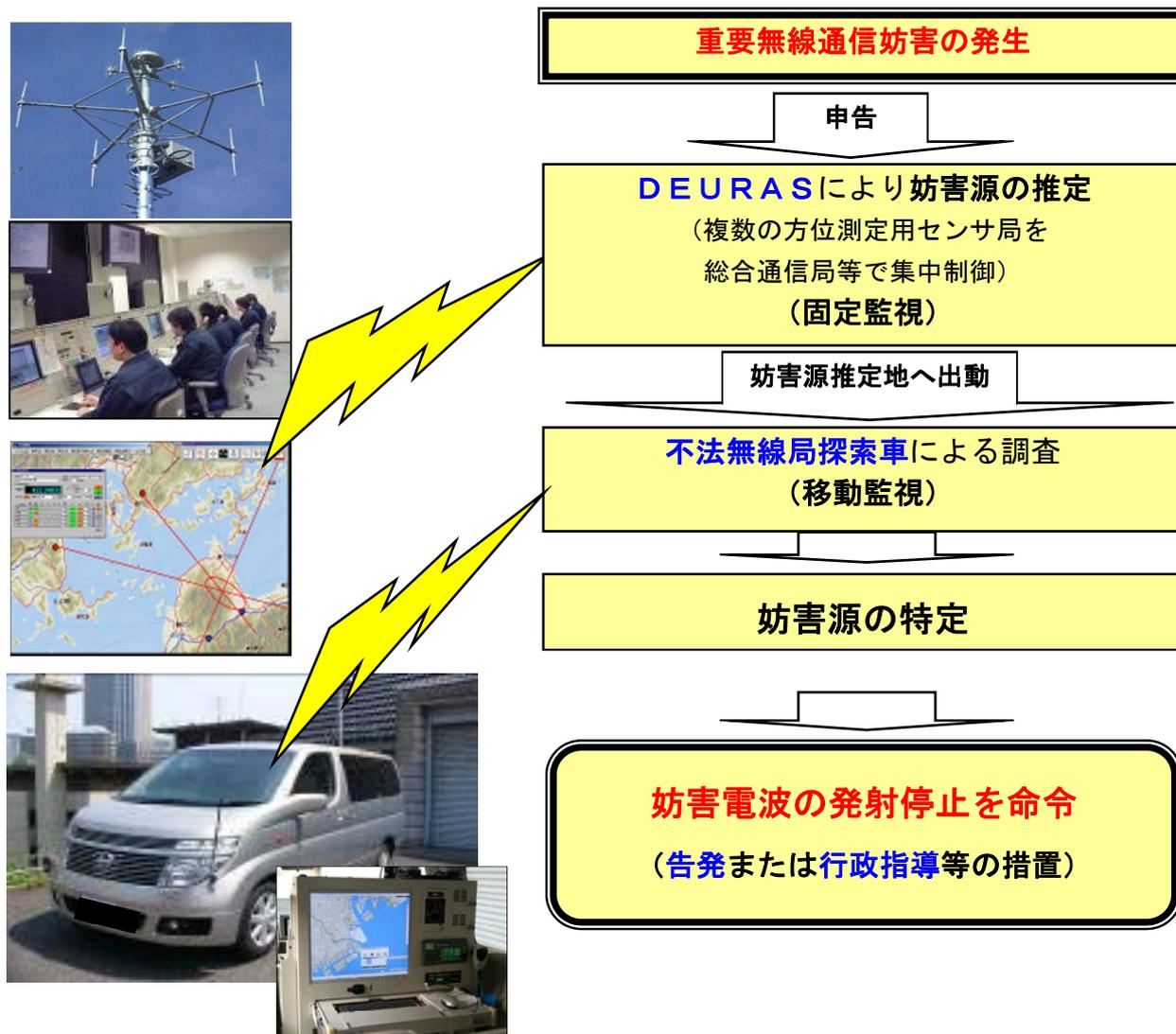


ア 重要無線通信妨害対策

航空・海上無線、携帯電話、消防無線などへの妨害事案が発生しています。これらの重要無線通信が妨害されると、航空機や船舶の運航への支障や救急活動への支障など社会生活へ大きな影響を与えます。このため、重要無線通信妨害に迅速に対応してこれらの妨害排除に取り組んでいます。

※重要無線通信…①電気通信業務、②放送の業務、③人命若しくは財産の保護、④治安の維持、⑤気象業務、⑥電気事業に係る電気の供給、⑦鉄道事業に係る列車の運行の業務などを行うための無線通信。

重要無線通信妨害対策



イ 不法無線局の取締り

電波利用の拡大とともに、不法無線局による混信が多発しているため、総務省では、不法無線局による混信・妨害の実態、その使用形態、出現の要因及び社会的背景等を踏まえて、不法無線局対策に取り組んでいます。

ウ 電波利用環境保護に関する周知・啓発活動

電波の利用機会の拡大により、電波利用のルールを知らずにルールを犯し、重要無線をはじめとする無線通信に妨害を与えるケースが増加しています。そのため、総務省では、電波を利用する一般国民への電波利用ルールの啓発とともに、電波利用機器の流通分野に対しても電波利用ルールとその重要性について周知・啓発を行い、不法無線局による妨害の未然防止に努めています。

また、不法無線局のもたらす社会的悪影響の重大性を認識しないまま不法無線局を使用するケースについても、不法無線局設置者等に影響力がある運送車両関係経営者や公共工事発注者等を主なターゲットとして、違法性や反社会性を直接アピールする周知啓発活動を展開し、電波利用環境の保護を図ることを目的として広く社会に訴求しています。

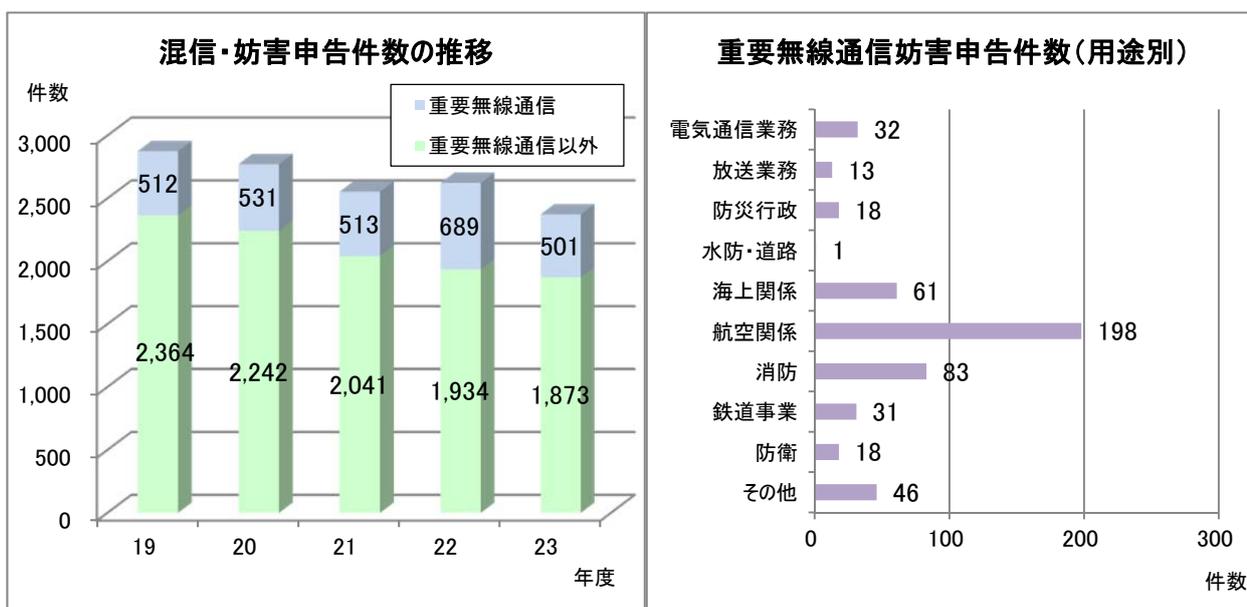
2. 平成23年度の電波監視実施状況

(1) 混信・妨害申告

無線局に対する混信・妨害申告の総件数は2,374件であり、このうち、重要無線通信を取り扱う無線局に対する混信・妨害申告は501件でした。

ア 重要無線通信に対する申告の傾向

- 平成23年度の申告件数(501件)は、平成22年度の申告件数(689件)と比べて、大幅に減少しています。これは、外国からの短波帯の電波による航空用無線への妨害及び国際VHFへの混信事案が減少したためです。
- 無線局の用途別の申告数は、航空用無線局への混信妨害事案が198件(前年度280件)と最も多く、次いで消防、海上関係、電気通信業務に関する申告が多くありました。



イ 重要無線通信妨害の傾向と主な措置事例

○ 消防

平成24年1月、消防無線へ混信が発生したため、現地調査を実施し、アマチュア無線局免許人が使用しているアマチュア無線機からの不要電波が原因であることを突き止めました。使用者に対して、当該機器を点検し、修理が終わるまでの間、使用を止めるよう指導し、混信を解消しました。

○ 放送事業

平成23年8月、放送業務用中継局に混信が発生したため、現地調査を実施し、繁華街で使用されている「外国規格の無線機」からの電波が原因であることを突き止めました。当該無線機の使用者を、電波法違反で警察に告発しました。

○ 電気通信事業

平成23年8月、携帯電話基地局へ混信が発生したため、現地調査を実施し、基地局近くの一般住宅で使用しているベビーモニターから発射されている電波が原因であることを突き止めました。当該ベビーモニターの使用者に対して、その使用を止めるよう指導し、混信を解消しました。

(2) 不法無線局の措置等

電波法に基づく免許を取得せずに無線局を開設、又は運用した不法無線局2,496件のうち、特に悪質と認められた249件については告発を行いました。

また、2, 247件については行政指導を行っています。

告発又は行政指導を行った2, 496件のうち、不法3悪と呼ばれる不法市民ラジオ、不法アマチュア無線及び不法パーソナル無線は、全体の約36%となっており、構成比率はおおむね横ばいで推移しています。残りの約64%の主な内訳は、主に簡易無線局や外国規格の無線機などとなっています。

重要無線通信妨害の罰則

電波法 第108条の2

第1項 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

不法無線局に関する罰則

電波法 第110条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第1号 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

第2号 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、かつ、第70条の7第1項、第70条の8第1項又は第70条の9第1項の規定によらないで、無線局を運用した者

第3号以下省略

(参考)

電波法 第4条

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

第1号以下省略

電波法 第27条の18

電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を放射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。)を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

